

台風への対応について（運用方針）

1 はじめに

自然災害（大規模地震、台風等）に対する学校の対応については、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、原則、校長が臨時休業等を判断し対応してきた。昨今の気象予報は精度が向上していることから、台風については事前に進路や規模がある程度判明しているため、登校時の風速や雨量が想定できるケースが多い。また、規模が大きく影響が及ぶ範囲も広いため、概ね区内での地域差は発生しない。加えて、校長の負担軽減の観点からも、台風への対応については、教育委員会が館山さざなみ学校を除く区立小中学校を一斉に臨時休業（以下「一斉臨時休業」という）とすることを判断し対応することとする。

なお、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」改訂までの間、本運用方針に従い対応するものとする。

2 教育委員会による一斉臨時休業の判断

（1）対象とする自然災害

「台風」による風水害

（2）判断時期及び判断材料

ア 判断時期 **台風最接近日の前日正午までを目途**

※前日が日曜日・休日にあたる場合も同様とする。

イ 判断材料 気象情報（気象庁、民間気象会社）、河川情報（国土交通省、東京都）、避難情報（大田区）などをもとに、警報等の発生可能性を含め総合的に勘案して判断する。

（3）事前連絡（予告）

ア 学校への情報提供（概ね3日前）

登校時間帯に台風が接近し、区に影響が及ぶ可能性が高まった時点で教育委員会から全校長・副校長宛て C4th（個人連絡）及び管理職緊急連絡先（個人メール）にて事前に連絡する。

なお、一斉臨時休業の判断が日曜日・休日となる場合には、持ち帰り用 C4th 端末の活用など、教育委員会からの連絡を受けられる状態を維持するよう依頼する。

（事前連絡の例）

台風●号は、●月●日（■）の登校時間帯に大田区へ最接近する予報です。現時点で大田区への影響度合いは未確定ですが、レベル3以上の大雨警報が発表される可能性が高まっています。

一斉臨時休業の判断は、最接近日の前日 ●月●日（■）正午までに教育委員会が行い、午後0時30分を目途に全校長・副校長へ連絡します。各校長におかれましては一斉臨時休業になった場合に備え、オンライン等による学びの保障を検討の上、ご準備いただきますようお願いいたします。

イ 保護者への情報提供（概ね2日前）

登校時間帯に台風が接近し、区に影響が及ぶ可能性が高まっている場合、教育委員会から全保護者へ tetoru 及び学校緊急連絡システム（安全安心メール）にて事前に連絡する。

※外部向けの通知文については、保護者等に伝わりやすい平易な表現を用いること。

（事前連絡の例）

台風●号は、●月●日（■）の登校時間帯に大田区へ最接近する予報です。現時点で大田区への影響度合いは未確定ですが、レベル3以上の大雨警報が発表される可能性があります。

休校の判断は、●月●日（■）正午までに教育委員会が行い、午後0時30分を目途に、tetoru 及び学校緊急連絡システム（安全安心メール）にてお知らせいたします。

ウ 避難所の開設及び閉鎖に係る通知

区の災害対策本部設置により、水害時緊急避難場所の開設が想定される場合は、教育委員会から全校長・副校長宛て C4th（個人連絡）及び管理職緊急連絡先（個人メール）へ連絡する。なお、閉鎖に関する連絡も同様とする。

（4）一斉臨時休業連絡

ア 学校への情報提供（前日午後0時30分目途）

教育委員会で翌日の一斉臨時休業を決定したあと、教育委員会から全校長・副校長宛て C4th（個人連絡）及び管理職緊急連絡先（個人メール）へ連絡する。

（一斉臨時休業連絡の例）

台風●号の影響により、●月●日（■）は、本区にレベル3以上の大雨警報が発表される可能性が高く気象条件の悪化が見込まれるため、館山さざなみ学校を除く区立小・中学校を一斉臨時休業とします。なお、これ以降、気象状況が回復した場合も一斉臨時休業の決定は変更しません。

また、教育委員会から全保護者宛てに、tetoru 及び学校緊急連絡システム（安全安心メール）にて、一斉臨時休業をお知らせします。

各校長におかれましては、可能な範囲内でオンライン等による学びの保障を実施するなどご対応いただくとともに、その旨の連絡と併せて●月●日（■）の教育活動についても、各学校から保護者宛てにご連絡をお願いします。

イ 保護者への連絡（前日午後0時30分目途）

教育委員会で翌日の一斉臨時休業を決定したあと、全保護者へ tetoru 及び学校緊急連絡システム（安全安心メール）にて連絡する。

※外部向けの通知文については、保護者等に伝わりやすい平易な表現を用いること。

(事前連絡の例)

台風●号の影響により、●月●日(■)は、本区にレベル3以上の大雨警報が発表される可能性が高く気象条件の悪化が見込まれるため、館山さざなみ学校を除く区立小・中学校を休校といたします。なお、これ以降、気象状況が回復した場合も休校の決定は変更しません。

オンライン等による学びの保障の実施や、●月●日(■)の教育活動につきましては、それぞれの学校から別途連絡をいたします。学びの保障とは、お子様が学びを続けられるよう、学習の機会を確保し、支援するための取り組みです。授業として実施するものではなく、出席にも欠席にもなりません。

ウ ホームページ等による外部への周知

教育委員会で翌日の一斉臨時休業を決定したあと、区ホームページ、区公式Xや区LINE公式アカウント等を用いて幅広く周知を行う。

3 一斉臨時休業による対応

(1) オンライン等による学びの保障の実施

各校長の判断で可能な範囲内で実施を検討する。なお、授業時数にはカウントしないため、あくまでも学びの保障(学習の遅れをとらないための措置)として実施する。

(2) 学校給食の休止

食材の納入を止めるため、速やかに各学校から食材納入業者等に連絡し、可能な限り食材費の削減と食材受取の負担を減らす。なお、パンと麺、牛乳については、学務課が製造業者等に連絡し、納入止めの可否等の情報をC4th及び管理職緊急連絡先(個人メール)で共有する。

(3) 学童の開室

区立小学校の一斉臨時休業が決定した時点で、教育総務課(教育地域力推進担当)から学童運営委託事業者及び各施設へ翌日の学童の取り扱いについての連絡を行う。

なお、学校内学童のほか児童館学童も開室するため、教育総務課(教育地域力推進担当)から子育て支援課へ連携する。また、各施設から学童保育を利用している保護者に対し、入退室管理システム(コドモン)を通じて翌日の学童開室について連絡を行う。その際、保護者には送迎を要請する等、児童の安全確保に十分配慮する。

(4) 宿泊行事の延期等

移動教室など宿泊を伴う行事を実施中であり、訪問先での安全が確保できないことが見込まれる場合、教育委員会と実施校が連携し行程短縮等の対応を検討する。

なお、移動教室実施中の行程短縮は、交通手段が確保できない場合があるなど児童生徒の安全確保に混乱を生じる可能性がある。そのため、出発前日の正午までに訪問先の気象情報等を収集し、行程の期間全体を通じた安全確保を考慮したうえで実施または中止(延期)の判断を行うこと。

(5) 学校行事の中止等

運動会など行事を予定している場合も、実施校と連携し、教育委員会が総合的に判断を行う。

4 その他

平時から区ホームページに、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」を掲載し周知する（改訂までの間は、本運用方針も掲載）。

また、毎年、出水期に入る前に tetoru 及び学校緊急連絡システム（安全安心メール）にて、台風発生時の被害が予想される対応について保護者へ周知する。

※その他、入学前の保護者説明会や、年度初めの保護者会等で各学校から資料配付（教育委員会 HP リンクの二次元コードを貼付け、最新データを閲覧できるようにする。）